

# 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに関する全国市長会の意見

全国市長会

令和6年12月18日付「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめに関する書面での意見提出について（依頼）」について、下記のとおり意見を提出いたします。

## 1. 改革の理念及び基本的な考え方等

### (1) 改革の理念について

・将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的とされているが、学校の働き方改革の推進にも資することを理念に盛り込むことについて、十分議論がなされる必要がある。

### (2) 地域クラブ活動の在り方について

・「地域クラブ活動の定義・要件や認定する主体、認定方法等」（以下、「定義等」という。）は、改革を進めていくうえで重要な事項であるため、国として、地域クラブ活動を学校部活動と同様に「学校教育の一環」とするののかについても併せて、明確なものにする必要がある。

・定義等の検討に当たっては、すでに地域展開に取り組んでいる自治体もあることから、その取組の妨げにならないようにするとともに、今後取り組む自治体においても、地域の実情に合わせて地域クラブ活動が設立、活動しやすいものにする事。

### (3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）について

・「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、これまで学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を地域全体で支えていくという方針の下、新たな価値を生み出す変更であるなど、理解を示す意見がある一方、今後「地域連携」「地域展開」という名称を使用することには、学校が主導的に活動する学校部活動の延長という印象を受けるといった意見もある。

・定着してきた名称（「地域移行」等）を変更することが、これからの取組に支障が出るのではないかと懸念する意見もある。

・学校部活動との違いが伝わる名称を求める意見もある。

#### **(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方について**

- ・改革の推進に当たっては、基本的な理念や進め方、費用負担の在り方等について、関係者で共有することにとどまらず、国民に対して丁寧に周知・広報することは不可欠であるため、国において更なる取組を行うことが必要である。
- ・地理的条件に恵まれない自治体における、移動による時間的・経済的負担や指導者の確保などの課題についても、適切に対応していく必要がある。
- ・また、受益者負担の検討に当たっては、家庭の経済格差によって生徒が参加できない状況が生じることのないよう十分留意する必要がある。

### **2. 改革推進期間の成果と課題について**

- ・改革推進期間において明らかとなった全国に係る課題について、今後の地域展開に活用できるよう、具体的に分かりやすく提示すること。
- また、地域クラブ活動の受け皿となる団体など地域資源等の格差があり、取組がうまく進捗していない自治体の課題（支障事例）などについても盛り込む必要がある。

### **3. 今後の改革の方向性**

#### **(1) 基本の方針について**

- ・休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行について、「次期改革期間」において本格的に進めるとされ、また、平日の地域展開はできるところから取り組むこととされていることについては、おおむね賛同する意見がある。
- ・なお、休日と平日を分けて取り扱った場合、指導の一貫性、継続性の面から現実的ではないとの意見もある。

#### **(2) 改革の進め方 ①休日における取組方針について**

- ・次期改革期間内において、原則として全ての学校部活動において、「地域展開」を実現し地域クラブ活動に転換することを目指すとされているが、指導者確保の課題は大きく、部活動指導員の更なる配置充実も含め、財政支援等が制度として整備されなければ、地域によっては、「地域連携」の取組しかできないとの意見がある。

#### **(2) 改革の進め方 ②平日における取組方針について**

- ・平日における「地域展開」については、指導者や受け皿となる団体の確保をはじめ、生徒の移動手段の確保やその財政負担など課題も多く、それらの解決に向けて十分に議論を行い、具体的な方策等を提示すること。

### **(3) 次期改革期間の設定について**

- ・「前期」（令和8年度～10年度）、「後期」（令和11年度～令和13年度）の計6年間としての設定が示されているが、改革期間はあくまでも目標や目安であり、各自治体の裁量で、実情に応じて計画が策定できるようにすること。
- ・なお、前期終了後に行うとしている自治体の取組等に対する中間評価について、具体的にどのようなことを行うのか明らかにすることが必要である。

### **(4) 次期改革期間における費用負担の在り方について**

- ・受益者負担と公費負担のバランス等の費用負担の在り方の検討に当たっては、家庭の経済事情によりスポーツ・文化の活動機会が失われないようにすることに留意すること。
- ・また、財政基盤の脆弱な都市自治体においても「地域展開」が推進されるよう、国、都道府県からの十分な財政措置が必要である。
- ・地域クラブ活動の運営や怪我等に対する保険など新たに生じる経費負担等の在り方についても、十分検討が必要である。
- ・なお、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、生活保護制度との関係性についても留意することが必要である。

### **(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきことについて**

- ・地域展開の推進に当たっては、国においても、日本スポーツ協会や日本中学校体育連盟などに対し、地域クラブ活動に対する理解・協力をさらに求めることが必要である。
- ・また、地域展開を円滑に進めるため、地域クラブ活動における各関係団体の役割を明確にすること。

## **4. 地方公共団体における体制整備等**

### **(1) 地方公共団体内における推進体制の整備について**

- ・総括コーディネーターの配置等の推進体制を整備して取り組んでいる例があることについては理解するが、部署の設置など自治体の組織体制の在り方については、個々に言及するのではなく、自治体の判断に委ねるべき。

### **(2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応について**

- ・広域的な連携は重要であるため、都道府県が都市自治体に対し、きめ細やかな支援を行うなど、改革推進のさらなるリーダーシップを発揮することを期待する。
- ・複数の市区町村による広域連携については、隣接する他の都府県の自治体との実施を可能とすること。

## 5. 学習指導要領における取扱いについて

・学校部活動を地域展開するに当たって、学校の働き方改革の観点も踏まえ、引き続き学習指導要領において「学校教育の一環」として位置付けるのかどうか、十分な検討を行うことが必要である。また、意見の中には、学習指導要領に、学校部活動と地域クラブ活動を切り分けるなどを求める意見もある。

## 6. 各論について

・地域クラブ活動の大会参加については、競技種目によって、指導者に専門資格を有することなどが求められ、地域クラブの指導者の状況によっては、大会参加が困難な場合があるため、競技団体の大会参加要件の見直しを行うなど、学校部活動との格差のない仕組みとすることが必要。また、大会運営に関しては、教師に頼らない運営ができるよう検討を進めること。

・生徒の安全確保のための体制整備等に関しては、地域クラブ活動での事故等における、責任の所在を明確にすること。また、地域クラブ活動における生徒等の災害に対しても、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象にするなど補償体制についても検討すること。